

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので公告します。

令和8年5月1日

魚沼市長 内 田 幹 夫

1 業務概要

- (1) 番号・業務名
令8地第8号 関係人口の創出・深化を図る交流基盤構築業務
- (2) 業務内容
関係人口の創出・深化を図る交流基盤構築業務委託 仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 使用料
契約上限額 4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式1】企画提案書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 令和7・8・9年度魚沼市保守管理等入札参加資格者名簿に登録されている者または登録申請済みであること。
- (2) 本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (カ) 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- なお、協力事業者がいる場合は、代表者は上記(1)から(5)までの要件を全て満たし、代表者以外の者は上記(1)から(4)までの要件を全て満たしていること。また、代表者は本業務の履行に関し責任を負うものとする。

3 手続等

(1) 事務局

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地
魚沼市役所 総務政策部 地域創生課 まちづくり係
電話：025-792-9752 FAX：025-792-9500
E-mail：chiiki@city.uonuma.lg.jp

(2) 実施要領の交付期間及び交付方法

- ア 交付期間 令和8年5月1日（金曜日）から令和8年5月22日（金曜日）まで
- イ 交付方法
魚沼市ホームページからのダウンロードによる。

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和8年5月22日（金曜日）午後3時まで
- イ 提出場所 上記(1)事務局
- ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 魚沼市財務規則第126条の規定に基づくものとする。ただし、同規則第129条に該当する場合はこの限りではない。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記(1)事務局
- (5) 虚偽の内容が記載されている企画提案書は、無効とする。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (7) プロポーザル内容等に関する質問及びその回答
質問がある場合は、【様式6】質問書を提出すること。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

①提出期間

令和8年5月15日（金曜日）午後3時まで

②提出場所・方法

事務局へ電子メール（chiiki@city.uonuma.lg.jp）にて提出すること。なお、件名は「関係人口の創出・深化を図る交流基盤構築業務委託質問」とすること。

③質問書の回答

質問に対する回答は、質問者名を伏して5月20日（水曜日）までに市のホームページにて公開する。

(8) 詳細はプロポーザル実施要領による。